

狭山事件の事実調べ、再審を

ただちに開始することををものとめます

■ 勧告した8点の証拠をただちに開示させよ！

■ 証拠リスト、すべての未開示証拠の開示を勧告せよ

■ 事実調べⅡ再審をただちにおこなえ！

■ 差別裁判のすべてを取り消し、石川さんに謝罪せよ！

住所

名前

● 私の訴え

東京都千代田区霞が関 1-1-4

東京高等裁判所 第4刑事部

岡田雄一 裁判長 様